

使用廃止届出書

年 月 日

大阪市長様

住所
届出者
氏名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

ばい煙発生施設・揮発性有機化合物排出施設・一般粉じん発生施設・特定粉じん発生施設・水銀排出施設
特定施設 (ダイオキシン類)
特定施設 (騒音・振動)
届出施設 (ばいじん・有害物質・揮発性有機化合物・一般粉じん・特定粉じん)
届出工場等 (指定揮発性有機化合物発生施設)
届出施設 (騒音・振動)
固定型内燃機関

の使用を廃止したので、
大気汚染防止法第11条
 (第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)
ダイオキシン類対策特別措置法第18条
騒音規制法第10条・振動規制法第10条
大阪府生活環境の保全等に関する条例第30条
大阪府生活環境の保全等に関する条例第31条
大阪府生活環境の保全等に関する条例第91条
大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領第4条第1項第5号

の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	(電話番号)	使用を廃止した施設の概要	<input type="checkbox"/> 大気関係施設 (別紙のとおり) <input type="checkbox"/> ダイオキシン類関係施設 (別紙のとおり) <input type="checkbox"/> すべての騒音関係施設 <input type="checkbox"/> すべての振動関係施設
工場又は事業場の所在地	(郵便番号)	※整理番号	
		※受理年月日	年 月 日
施設の設置場所		※施設番号	
使用廃止年月日	年 月 日	※備考 (收受印等)	
使用廃止の理由			

注意 この届出は、廃止した日から30日以内に届け出ること。

※期限遵守指導済

- 備考
- 1 施設の設置場所の記載欄については、できる限り図面等を利用して、廃止した施設を明示すること。
 - 2 ※の欄には、記載しないこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 4 騒音・振動関係施設においては、すべての使用を廃止したときに届け出ること。

使用を廃止した施設の概要

		施 設 の 種 類	規 模	施 設 番 号	
大 気 汚 染 防 止 法	ばい煙				
	特定粉じん				
	一般粉じん				
	揮発性有機化合物				
	水銀				
ダイオキシン類対策特別措置法					
大 阪 府 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 する 条 例	ばい煙	ばいじん			
		有害物質			
	揮発性有機化合物				
	特定粉じん				
	一般粉じん				
固定型内燃機関					

指定揮発性有機化合物発生施設の種類の等（届出工場等のみ記入）

ライン番号				
塗装ライン名				
塗 装 部	施設番号			
	施設の種類の			
乾 燥 部	施設番号			
	施設の種類の			
補正後の乾燥塗膜量(kg/h)				
廃止後の工場全体の補正後の乾燥塗膜量(kg/h)				